

保護者様

貞静学園中学校・高等学校
校長 朴木 一史

新型コロナウイルス感染症 受診報告書

医師の診察により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の基準により、他の生徒への感染防止のため出席停止とします。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は発症日から「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とされています。登校を再開する際は、保護者様が記入の上、医療機関にかかった証明となるもの（病院の領収書等）のコピーを添付して、学校に提出してください。この提出をもって出席停止扱いとします。

生徒氏名 ： 中学 ・ 高校 年 組 番

停止期間 ： 月 日（ ） ～ 月 日（ ）まで

発症日 令和 年 月 日

受診日 令和 年 月 日

医療機関名

※裏面に領収書等のコピーを添付して提出ください

下記の表に体温を記入してください

発症日	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

上記の通り、新型コロナウイルス感染症に罹患しましたが、発症から 5 日を経過し、かつ解熱日から 1 日を経過しましたので登校します。

年 月 日

保護者氏名
印

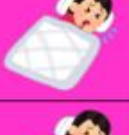
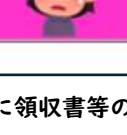
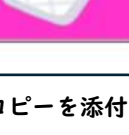
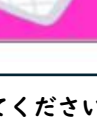
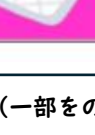
【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』

※「～後〇日」とある時は、そのことが起こった日は含まず、翌日を1日として数えます。

※「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。

※ 症状が軽快…解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症後5日を経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合		 軽快 1日目					登校可能	
発症後2日目に軽快した場合			 軽快 1日目				登校可能	
発症後3日目に軽快した場合				 軽快 1日目			登校可能	
発症後4日目に軽快した場合					 軽快 1日目		登校可能	
発症後5日目に軽快した場合						 軽快 1日目	登校可能	

*ここに領収書等のコピーを添付してください（一部をのりづけ）